

成年被後見人及び被保佐人等に

登記されていないことの証明書

を千葉県内で申請される方は、**千葉市内にある法務局** (本局) までお越しください。

県内にあるほかの法務局(支局・出張所)では、申請できません。

本籍地・住所地が県外にある方でも申請できます。他の県庁所在地等にある法務局本局でも申請できます。

千葉地方法務局戸籍課 3階窓口

千葉市中央区中央港一丁目11番3号

TEL 043-302-1316

窓口対応時間

午前9時から午後5時まで

土日及び祝日は、業務を行っていません。

郵送又はオンライン で申請する場合は、**東京法務局後見登録課** 宛て請求願います。

↓ 詳細はこちら

houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/static/i_no_02.html
検索サイトで「登記されていないことの証明申請」と入力してください。



注意 郵送で申請する場合、証明書が届くまでに1週間から10日程かかります。



窓口にお持ちいただくもの

証明を受ける

本人が来庁する場合

① 本人確認資料

運転免許証、保険証、マイナンバーカード等
外国籍の方は、在留カードも可

手数料は
1通 **300円**
です!

② 手数料分の収入印紙

(収入印紙は法務局で販売しています)

代理人が来庁する場合

- ① 委任状
- ② 代理人の本人確認資料 (運転免許証等)
- ③ 手数料分の収入印紙

4親等内の

親族が来庁する場合

- ① 本人と親族の関係がわかる資料*
- ② 親族の本人確認資料 (運転免許証等)
- ③ 手数料分の収入印紙

* 親子や兄弟などの親族関係がわかる戸籍謄本、住民票で**3か月以内**に発行されたもの

お願い



証明を受ける方の正確な住所地 (必要に応じて本籍地も) を確認の上、来庁願います。